

地方公共団体情報システム標準化・共通化に向けた 総務省としての主な取組について



総務省

総務省自治行政局デジタル基盤推進室

自治体情報システムの標準化・共通化におけるデジタル庁・総務省・関係府省の役割

自治体情報システムの標準化・共通化において、デジタル庁、総務省及び関係府省はそれぞれ以下の役割を担う。

I	デジタル庁	総務省	関係府省
主な役割	①地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の所管		④'標準化対象事務のうち制度所管の事務に係る標準化基準の策定 ※法務省：戸籍 ※文科省：就学 ※厚労省：国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当 ※内閣府：児童手当、子ども・子育て支援（厚労省と共管）
	②地方自治体の情報システムの整備・管理方針の策定	③地方自治体との連絡調整・進捗管理・財政支援	
	・標準化・共通化に関する全体方針 ・ガバメントクラウドの企画立案・推進	④標準化対象事務のうち住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理及び地方税に係る標準化基準の策定	

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の策定

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）において、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理
システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定。

<作業手順等>

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

3. 財政支援

令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。

<施策スキーム>



1,825億円 ※
〔 1,509億円 + 317億円 〕
〔 (R2第3次補正予算) (R3第1次補正予算) 〕
※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

<基金の主な用途>

- ・ ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費
(現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・ システム移行経費(データ移行、文字の標準化等) など

地方公共団体の意見を聞きながら、R7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

デジタル基盤改革支援基金（自治体情報システムの標準化・共通化分）の基本的な考え方

（注）今後、ガバメントクラウドなど標準化・共通化に関する政府の検討状況の進捗に応じ、随時変更の可能性あり。

1. 目的

- 令和7年度までに、地方公共団体がクラウドを活用して提供される標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して財源措置を講じ、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の早期実現を図る。

2. 補助対象の考え方

- ①に定める基幹系システムに関して地方公共団体が行う、標準準拠システムへの移行に向けた調査等及び国が整備するガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

①対象となる業務システム

- 地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システム

※児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

②補助対象経費

- 現行システムの分析や、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等に要する経費
- 文字情報基盤文字との同定作業や、データ移行等に要する経費
- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定等に要する経費
- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費
- 標準準拠システムと関連システムとの円滑な連携に要する経費（連携プログラム等の修正等）
- 標準準拠システムへの移行に伴う契約期間中の既存システムの整理に要する経費（リース残債等）

＜参考：標準準拠システムへの移行工程（案）＞

I 計画立案フェーズ	
	推進体制の立ち上げ
	現行システムの概要調査
	標準仕様との比較分析
	移行計画作成
II システム選定フェーズ	
	ベンダに対する情報提供依頼(RFI)の実施 等
	予算要求
	ベンダへ提案依頼(RFP)、ベンダ選定・決定
	契約・詳細スケジュールの確定
	特定個人情報保護評価(PIA)
III 移行フェーズ	
	システム移行時の設定
	データ移行
	テスト・研修
	次期システムに合わせた既存環境の設定変更
	条例・規則等改正

3. 補助額

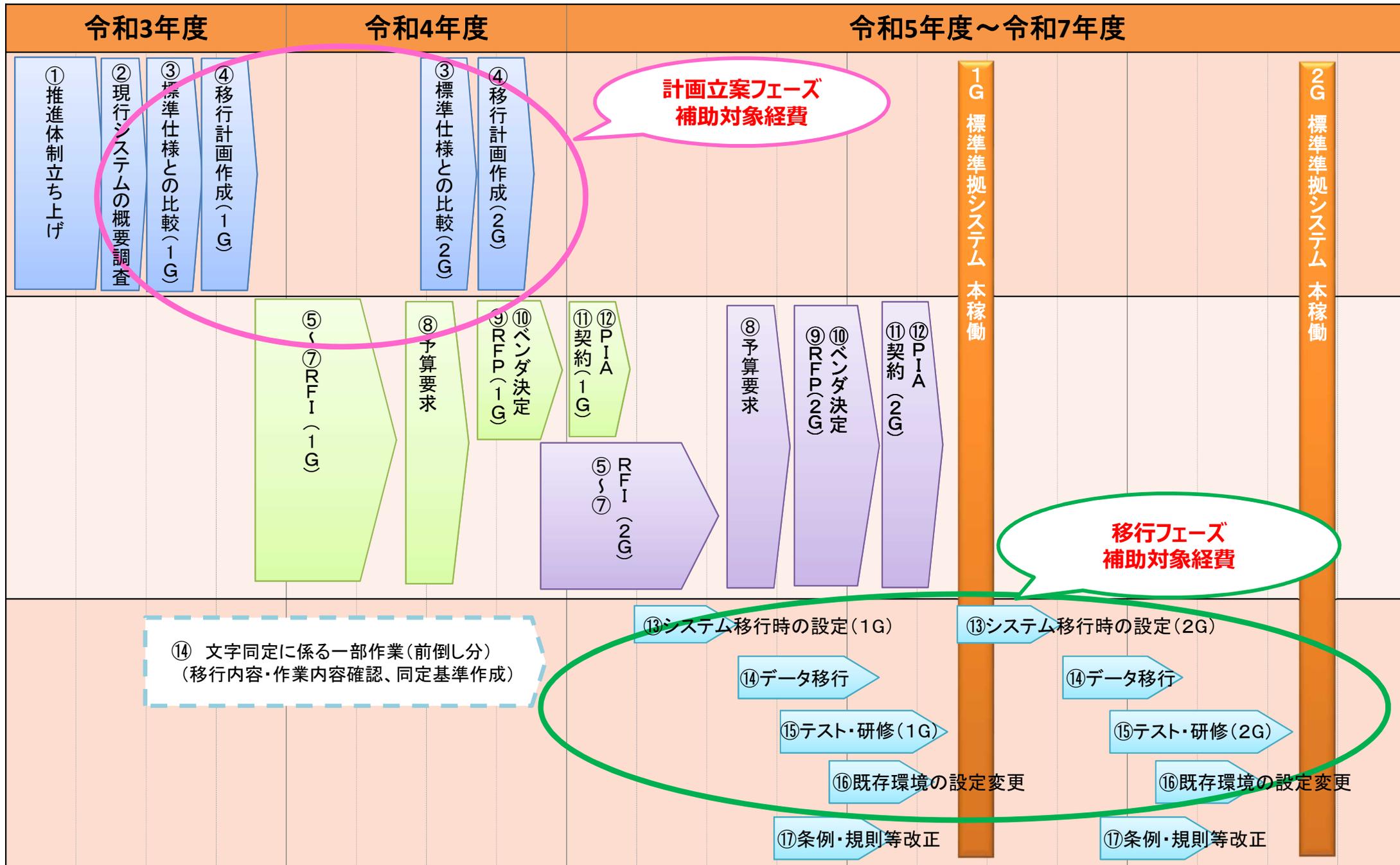
- 補助率 : 10 / 10

※ 自治体の規模（人口規模）に応じ上限を設定

標準準拠システムへの移行に向けた検討スケジュール（例）

※手順書より

【作業項目ごとに要する月数を積み上げた際のスケジュール例】(切替パターン)



補助対象経費・補助対象外経費

補助対象経費

補助対象外経費

A) 調査等準備経費

- 各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

- 現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業（文字同定支援ツールの購入を含む）、ガバメントクラウドへのデータ移行作業（データ移行ツールの購入を含む）、データクレンジング（データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し必要に応じてデータを修正すること）等に要する経費

C) 環境構築に要する経費

- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

D) テスト・研修に要する経費

- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

- 標準準拠システムと当該システムと連携する関連システムとの間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

- 令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費（リース残債等）

A) アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）やリース料等の運用経費

B) 事務運用の見直しに伴うA I・R P Aの導入等に要する経費

C) 条例・規則等の改正、P I A実施に必要な経費

D) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）

E) 地方公共団体職員に係る旅費

F) 諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）

G) 一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

自治体における標準化・共通化の取組のポイント

標準化・共通化の効果

- (1) コスト削減・ベンダロックインの解消
- (2) 行政サービス・住民の利便性の向上
- (3) 行政運営の効率化

標準化・共通化の特徴

- (1) 目標時期は令和7年度
- (2) 全ての標準化対象事務(20事務)が対象
- (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
- (4) 国の動きと密接に関連(関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行)
- (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討

自治体における取組のポイント

(1) 早期の作業着手・令和7年度までの作業の平準化

短期間に集中的に、かつ、多様な業務の標準化・共通化に取り組む必要があることから、全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要であり、早期の作業着手や令和7年度までの事務負担の平準化が重要。

(2) 国における検討状況の積極的な把握

関係府省の標準仕様書の作成、デジタル庁を中心に検討が進められているガバメントクラウドの整備方針、共通要件等の検討状況については、自治体へ適時適切に情報提供をする予定であることから、これらの情報を積極的に活用されたい。

(3) 業務見直し(BPR)の実施

関係府省の標準仕様書においては、システムの機能要件に加え、参考として機能要件に対応した標準的な業務フローが示される。標準準拠システムへの単なる移行に留まらず、現在の業務フロー等の見直しを行うことが重要。